

福島県微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、微量のポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)に汚染されているおそれのある電気機器等(電気機器等の銘板、製造年月日、型式等によりPCBに汚染されていることが確実なものを除く。以下「分析対象機器」という。)について、微量のPCBによる汚染の有無を把握しようとする事業者に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「微量PCB汚染廃電気機器等」とは、0.5mg/kgを超える微量のPCBに汚染された絶縁油を含む電気機器等が廃棄物になったものをいう。

2 この要綱において「事業者」とは、県内の事業場等において、微量のPCBに汚染されているおそれのある電気機器等を保管又は使用している個人、法人、市町村をいう。

(交付の対象)

第3条 補助金は、事業者が行う分析対象機器のPCB濃度の分析事業(以下「補助事業」という。)に対して交付する。

(補助の対象及び補助額)

第4条 補助金は、補助事業に要する経費のうち別表1に掲げる経費で必要かつ相当と認めるもの(以下「補助対象経費」という。)を対象とし、補助額は別表2により算定した額とする。

2 補助の対象は、この要綱の施行日以後に実施するPCB濃度の分析事業とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第4条第1項の申請は、福島県微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業補助金交付申請書(第1号様式)を、補助を受けようとする年度の1月末日までに知事に提出して行うものとする。

2 事業者は、前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率に乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(変更の承認、中止又は廃止の承認申請)

第6条 補助事業を行う事業者(以下「補助事業者」という。)は、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、福島県微量PCB汚染廃電気機器

等把握支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更とは、分析対象機器ごとの別表1に掲げる補助対象経費の配分の変更とする。

（申請を取り下げることができる期日）

第7条 規則第8条第1項の別に定める期日は、補助事業者が補助金の交付決定の通知を受理した日から起算して15日を経過した日とする。

（実績報告）

第8条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業実績報告書（第3号様式）を事業が完了した日から1ヶ月を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない

- 2 補助事業者は、前項の報告を行うにあたり、仕入控除税額が明らかな場合には、これを減額して報告しなければならない。

- 3 補助事業者は、補助事業完了後に仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定報告書（第4号様式）により、速やかに知事に報告しなければならない。

- 4 知事は前項の報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

（補助金の交付請求）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、速やかに福島県微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業補助金交付請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（会計帳簿等の整備等）

第10条 補助金の交付を受けた事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（提出部数）

第11条 この要綱の規定に基づき知事に提出する書類は、正本1部とする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表 1

補助対象経費	試料採取費用、P C B 濃度の分析費用 (消費税及び地方消費税仕入控除額を除く。)
--------	---

補助事業の申請に係る事務手数料、分析機関等への仲介料は補助対象とはならない。

別表 2

補助率	1台(1検体)につき補助対象経費の1/2以内
補助金額	各検体について、補助対象経費に補助率を乗じた額と、15,000円の、いずれか少ない額を補助金額とする。 上記により算定した各検体の補助金額を全て合計した額を補助金額とする。ただし、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

福 島 県 知 事

申請者

住所

氏名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

（市町村にあつては、名称及びその長の氏名）

電話番号

平成 年度福島県微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業
補助金交付申請書

平成 年度福島県微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業補助金を交付して下さるよう、福島県微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助金交付申請額

金 _____ 円

2. 補助事業 着手予定日 平成 年 月 日（試料採取予定日）

補助事業 完了予定日 平成 年 月 日（分析結果報告書の発行予定日）

3. 添付書類

（1）保管（使用）事業者に関する事項等を記載した書類（別紙様式1）

（2）補助対象経費が分かる書類（見積書等）又はその写し

第1号様式（第4条関係） 別紙様式1

保管（使用）事業者に関する事項

	項目	記入欄
1	住所	
2	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) (市町村にあっては、名称及びその長の氏名)	
3	電話番号	
4	資本金の額又は出資の総額（円）	
5	従業員数（人）	
6	主たる業種 (日本産業分類（H19改訂）の大分類)	

保管（使用）事業場に関する事項

	項目	記入欄
7	事業場の名称	
8	事業場の所在地	
9	電話番号	
10	P C B 特別措置法届出の有無 ¹	
11	特別管理産業廃棄物管理責任者の 職・氏名 ²	

1 今回分析対象とする機器以外で、既にP C B 特別措置法の届出をしている事業場である場合は「有」と記載してください。

2 既に特別管理産業廃棄物を保管(排出)している事業場である場合のみ記載してください。

3 及び に記載された情報は環境省に提出され、データベース化されますのでご承知ください。

分析対象機器に関する事項

	分析対象機器番号			
1 2	電気機器の種類			
1 3	形式			
1 4	製造番号			
1 5	定格容量 (kVA) 等			
1 6	製造者名			
1 7	製造年月			
1 8	保管中・使用中の別			

試料採取・分析に関する事項

	分析対象機器番号			
1 9	試料採取事業者名			
2 0	P C B 濃度の分析事業者名			

分析対象機器が4台以上の場合は、この様式を複写して記載してください。

分析対象機器の写真

分析対象機器番号

全 景

銘 板

分析対象機器ごとに、この様式を複写して写真を添付してください。

補助金交付申請額に関する事項

分析対象 機器番号	試料採取費用(A) (税抜)	P C B 濃度の 分析費用 (B) (税抜)	補助対象経費(C) (= A + B)	補助金額 (D) (= C × 1/2 か 15,000 円の いずれか少ない額)
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
合計	円	円	円	円

補助金額の合計欄が補助金交付申請額になりますので、1,000円未満を切り捨ててください。

補助金振込口座

金融機関名		店 舗 名	
預 金 種 別	1 . 普通 2 . 当座 3 . その他 () (をつけてください)		
口 座 番 号			
フリガナ			
口座名義人			

について、申請者が市町村である場合は記入不要です。

第 号
平成 年 月 日

福 島 県 知 事

申請者
住所
氏名 印
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
（市町村にあつては、名称及びその長の氏名）
電話番号

平成 年度福島県微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業
変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定通知のあつた平成 年度福島県微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業補助金について、下記により事業を変更（中止・廃止）したいので、福島県微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり承認して下さるよう申請します。

記

- 1 分析対象機器 変更後 _____ 台 （変更前 _____ 台）
- 2 補助金交付申請額 変更後 _____ 円 （変更前 _____ 円）
- 3 中止予定期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 4 廃止予定年月日 平成 年 月 日
- 5 変更（中止・廃止）する理由
- 6 添付書類
（1）変更後の分析対象機器に関する事項等を記載した書類（様式第1号別紙様式1「分析対象機器に関する事項」から「補助金交付申請額に関する事項」まで）
（2）変更後の補助対象経費が分かる書類（見積書等）又はその写し

福 島 県 知 事

報告者

住所

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(市町村にあっては、名称及びその長の氏名)

電話番号

平成 年度福島県微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業
実績報告書

平成 年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定通知のあった平成 年度福島県微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業補助金について、下記のとおり事業が完了しましたので、福島県微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業実績額

金 _____ 円

2 補助事業 着手日 平成 年 月 日(試料採取日)

補助事業 完了日 平成 年 月 日(分析結果報告書の発行日)

3 添付書類

(1) 分析対象機器に関する事項等を記載した書類(別紙様式2)

(2) 分析対象機器ごとの分析結果報告書又はその写し

(3) 補助対象経費に係る支払いを証する書類(領収書等)又はその写し

第3号様式（第8条関係） 別紙様式2

分析対象機器に関する事項

	分析対象機器番号			
1	電気機器の種類			
2	形式			
3	製造番号			
4	定格容量（kVA）等			
5	製造者名			
6	製造年月			
7	保管中・使用中の別			
8	P C B 濃度の分析方法			
9	P C B 濃度の分析業者名			
10	分析結果 絶縁油中の P C B 濃度（mg/kg）			
11	絶縁油の量（L）			
12	絶縁油の JIS 規格 （種 号等）			

11及び12について、不明の場合は不明と記載してください。

この表に記載された情報は環境省に提出され、データベース化されますのでご承知ください。

分析対象機器が4台以上の場合は、この様式を複写して記載してください。

補助事業実績額に関する事項

分析対象 機器番号	試料採取費用(A) (税抜)	P C B 濃度の 分析費用 (B) (税抜)	補助対象経費(C) (= A + B)	補助金額 (D) (= C × 1/2 か 15,000 円の いずれか少ない額)
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
合計	円	円	円	円

補助金額の合計欄が補助事業実績額になりますので、1,000円未満を切り捨ててください。

福島県知事

報告者

住所

氏名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

（市町村にあつては、名称及びその長の氏名）

電話番号

消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定報告書

消費税額及び地方消費税額の確定に伴い、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定したので、福島県微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業補助金交付要綱第8条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額確定額

金 _____ 円

2 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 _____ 円

3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額

金 _____ 円

4 補助金返還相当額（3 - 2）

金 _____ 円

第 号
平成 年 月 日

福島県知事

請求者

住所

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(市町村にあっては、名称及びその長の氏名)

電話番号

平成 年度福島県微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業
補助金交付請求書

福島県微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、補助金を交付して下さるよう請求します。

記

1 補助金交付請求額
金 _____ 円